

3月NEWS

① 税制会計情報

3月15日は個人の所得税の確定申告書の提出期限となっています。
今回は、平成24年分の主な改正について確認したいと思います。

(1) 生命保険料控除関係

生命保険料控除対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料（最高4万円の控除額）が追加されました。

これに伴い、新契約に係る一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の適用限度額はそれぞれ4万円、合計12万円とされました。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用され、適用限度額はそれぞれ5万円です。

新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合も、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の適用限度額合計は12万円です。

(2) 住宅税制関係

認定低炭素住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして、平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合に、住宅借入金等の年末残高の1%の控除ができるようになりました。

平成24年居住：控除期間10年 住宅借入金等の年末残高の限度4,000万円

平成25年居住：控除期間10年 住宅借入金等の年末残高の限度3,000万円

認定長期優良住宅新築等特別税額控除について、税額控除限度額が最高50万円(改正前は100万円)に引き下げられたうえ、適用期限が平成25年12月31日まで、2年間延長されました。

(3) 医療費控除関係

医療費控除の対象範囲に、平成24年4月1日以後に支払った介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為従事者による特定行為に係る費用の自己負担分が追加されました。

(4) 認定NPO法人に寄付をした場合の寄付金控除の特例及び

認定NPO法人等寄付金特別控除関係

都道府県知事又は指定都市の長が行う新たな認定制度による認定を受けたNPO法人又は仮認定を受けたNPO法人に、その認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄付金がこれらの対象となることとされました。

(5) 小規模企業共済等掛金の控除関係

小規模企業共済掛金控除の対象となる掛金に、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金が追加されました。

② 3月の主な税務

3月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
3月11日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	24年分所得税の確定申告
3月15日	個人の青色申告の承認申請
3月15日	24年分贈与税の申告
3月15日	個人の都道府県民税、市町村民税、事業税、事業所税の申告
4月1日	個人事業者の24年分の消費税・地方消費税の確定申告
4月1日	1月決算法人の確定申告
4月1日	1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
4月1日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
4月1日	7月決算法人の中間申告
4月1日	消費税の年税額が400万超の4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
4月1日	消費税の年税額が4,800万超の12月、1月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

③ スタッフの一言

少しずつ暖かく、春らしくなってきました。春物の準備や、お花見の予定で少しずつ世の中と個人の財布が潤うといいですね。今年は花粉に加えて、PM2.5など、憂鬱なこともあります。まずは 春よ来い！ですね

山口